

2024年11月発行



赤村 議会だより

FUKUOKA AKAMURA

目次

一般質問	2
第19回 赤村議会9月定例会	3
第19回 赤村議会9月定例会採決の状況	5
第20回 赤村議会10月臨時会	6
第20回 赤村議会10月臨時会採決の状況	7
町村議会常任・議運委員長及び副委員長研修会	7
令和6年 第2回田川地区斎場組合議会定例会	7
福岡県町村監査委員協議会総会	8
出席行事	8

村民の安全意識の高揚策と生活環境の整備推進についてお尋ねする

大場 謙一 議員



問 毎月「安全・安心の日」の取り組みを実施しているがマンネリ化しているのではないか。

答 道村長

田川地区安心安全協議会、防犯協会と協議した内容を放送している。その他、田川警察署から犯罪情報の提供を受け随時放送している。対策が一部マンネリ化している部分もあり関係箇所と協議しながら村に即した工夫をしていきたい。

問 田川地区防犯協議会で協議した内容をどのような手順で放送しているのか。

答 総務課長
田川地区のまちづくり協議会

や防犯協会と協議した内容を、村で検討し担当職員が録音し放送している。

問 放送とは別に防犯協会と協議した内容を広報紙等で周知できないか。

答 総務課長
田川地区で多発する事案は、広報紙等にも記載していきたい。また放送の仕方についても創意工夫を図りたい。

問 大型ごみの不法投棄や道路等のグレーチング盗難が発生しているがその状況と、対応をお尋ねする。

答 総務課長
大型ごみの不法投棄件数は令和元年から5年間で23件発生している。グレーチング盗難は平成25年以降確認されていない。

不法投棄は関係職員が現地調査してその中で個人が特定できれば、警察に通報し対応してもらおう。個人が特定できなければ行政で対応している。不法投棄対策は、不法投棄の多い箇所に看板設置、県の保健環境事務所と合同パトロールを実施。常習的に不法投棄が繰り返される箇所に小型カメラを設置し警察と連携して防止に努めている。

問 防犯カメラの活用状況、設置の費用は。

答 総務課長
活用状況は、村が設置したカメラは個人情報観点から、警察から依頼がある場合のみ開示。令和元年から5年間で9件開示したが、事件の内容は一切明らかにされない。

設置箇所は市町村の出入口の主要道路や学校などの公共施設になっている。

現在村内では、学校・源じいの森温泉・赤駅・金融機関などに59台の防犯カメラが設置されている。今後設置の必要があれば警察・生活安全推進協議会と協議しながら設置したい。設置の費用は一台100万円程度かかる。

問 林道の橋梁で3件の銘板の盗難が発生した。届出があれば役場担当者が現地調査をするが個人が特定できないと警察に届けないのか。

答 総務課長
個人が特定できなければ泣き寝入りになる事が多い。

問 警察に通報して指導したことはあるのか。

答 総務課長
洗濯機などの大型ごみは個人の特長が難しい。一緒に投棄された一般ごみなどから個人が特定でき、本人が投棄を認めれば片付けさせる。本人が否定すれば警察権で捜

査することになる。

問 粗大ごみの不法投棄はどれくらい報告されているか。

答 住民課長
5年間で17件報告されている。個人が特定されれば警察と連絡をとり片付けさせている。

問 投棄される箇所はどうなっているのか。

答 住民課長
基本的には山つきなど人目につきにくい場所が多い。

問 そのような場所に集中して監視カメラを設置し牽制して貰いたい。また、カメラの録音能力はどれくらいか。

答 総務課長
10日から2週間程度、これくらいあれば捜査等にも活用できると聞いている。

問 不法投棄の個人が特定されたときはどうするのか。

答 総務課長
過去、粗大ごみの不法投棄で個人が特定でき、村への謝罪と念書を出させた事はある。

意見
不法投棄は無くならない。監視カメラ等で牽制することも大切。不法投棄は犯罪という意識付けが大切で、多くの皆さんが関心を持つことで牽制できる。啓発を続けて頂きたい。

第19回 赤村議会9月定例会

期日/令和6年9月5日～10日

令和6年 第19回赤村議会9月定例会は、9月5日に招集及び開会し、議長報告、村長報告、村事務報告、教育委員会事務報告、一般質問が行われた後に、規約変更に関する案件3件、財産処分に関する案件1件、条例の廃止に関する案件1件、条例の一部改正に関する案件5件、補正予算1件、決算の認定5件の合計16案件が提出され、慎重審議を行った結果、全案件可決及び認定して9月10日に閉会しました。

議案番号	件名	内容	結果
報告第4号	令和5年度赤村財政健全化判断比率の報告について	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度赤村財政健全化判断比率を監査委員の意見をつけて議会に報告するもの。	可 決
議案第24号	福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が令和6年12月2日と定められ、現行の被保険者証は同日以降、発行されなくなることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、当該規約の一部変更に関し関係市町村と協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるもの。	
議案第25号	田川地区広域環境衛生施設組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について	田川地区広域環境衛生施設組合の共同処理する事務を令和7年4月1日から変更することに伴い、田川地区広域環境衛生施設組合規約を変更するもの。	
議案第26号	田川郡東部環境衛生施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の変更並びに規約の変更について	令和7年3月31日を限り、田川郡東部環境衛生施設組合から田川郡川崎町、田川市、同郡糸田町及び同郡福智町を脱退させ、令和7年4月1日から共同処理する事務を変更することに伴い、田川郡東部環境衛生施設組合規約を変更するもの。	
議案第27号	田川郡東部環境衛生施設組合からの田川郡川崎町、田川市、同郡糸田町及び同郡福智町の脱退に伴う財産処分について	田川郡東部環境衛生施設組合からの田川郡川崎町、田川市、同郡糸田町及び同郡福智町の脱退に伴う財産処分を定めるもの。	
議案第28号	赤村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整理を行うため、この改正を行うもの。内容としては、番号法別表第2の廃止に伴い、同表を引用している規定文等の見直しを行うもの。	
議案第29号	赤村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、保育所における満3歳以上の児童及び満4歳以上の児童に係る保育士等の配置基準を変更するため、この改正を行うもの。	
議案第30号	赤村ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布により、令和6年11月1日から児童扶養手当の所得限度額が引き上げられることに伴い、規定の整理を行うため、この改正を行うもの。	

議案番号	件名	内容	結果												
議案第31号	赤村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることからこの改正を行うもの。	可												
議案第32号	赤村営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について	柳場団地建築工事が令和6年1月に完了したことに伴い、この改正を行うもの。内容としては、別表に柳場団地を追加するもの。													
議案第33号	赤村水道事業整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について	公営企業会計に移行したことにより、水道事業整備基金を流動資産として経理することとなったため、この条例を廃止するもの。													
議案第34号	令和6年度赤村一般会計補正予算(補正第2号)	<p>215,235千円増額し、歳入歳出それぞれ4,508,939千円とする。</p> <p>主な補正内容は、第一分団消防格納庫建設に伴う灰坂～相模線道路改良工事費の増、健康増進センターLED照明改修工事費の増、源じいの森温泉サウナ改修工事及びプライベートサウナ新設工事費の増、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(給付金事業(①令和6年度新たに住民税均等割非課税世帯35世帯×100千円及び転入者世帯7世帯×100千円、②令和6年度新たに住民税均等割のみ課税世帯5世帯×100千円及び転入者世帯6世帯×100千円))の増、新型コロナウイルス予防接種業務委託料の増。</p> <p>歳入については、国庫支出金、ふるさと納税寄附金及びふるさとづくり基金繰入金、過疎対策事業債及び防災対策事業債、地方交付税の一般財源。</p>	決												
認定第1号	令和5年度赤村一般会計歳入歳出決算の認定について	<table border="0"> <tr> <td>予算額</td> <td>5,041,342,000円</td> <td>繰越明許費(4件)</td> </tr> <tr> <td>歳入決算額</td> <td>4,847,508,799円</td> <td>84,344,000円</td> </tr> <tr> <td>歳出決算額</td> <td>4,587,074,046円</td> <td>実質収支額</td> </tr> <tr> <td>差引残額</td> <td>260,434,753円</td> <td>251,110,753円</td> </tr> </table>	予算額	5,041,342,000円	繰越明許費(4件)	歳入決算額	4,847,508,799円	84,344,000円	歳出決算額	4,587,074,046円	実質収支額	差引残額	260,434,753円	251,110,753円	認定
予算額	5,041,342,000円	繰越明許費(4件)													
歳入決算額	4,847,508,799円	84,344,000円													
歳出決算額	4,587,074,046円	実質収支額													
差引残額	260,434,753円	251,110,753円													
認定第2号	令和5年度赤村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	<table border="0"> <tr> <td>予算額</td> <td>396,336,000円</td> </tr> <tr> <td>歳入決算額</td> <td>394,804,910円</td> </tr> <tr> <td>歳出決算額</td> <td>377,623,511円</td> </tr> <tr> <td>差引残額</td> <td>17,181,399円</td> </tr> </table>	予算額	396,336,000円	歳入決算額	394,804,910円	歳出決算額	377,623,511円	差引残額	17,181,399円					
予算額	396,336,000円														
歳入決算額	394,804,910円														
歳出決算額	377,623,511円														
差引残額	17,181,399円														
認定第3号	令和5年度赤村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について	<table border="0"> <tr> <td>予算額</td> <td>168,614,000円</td> </tr> <tr> <td>歳入決算額</td> <td>172,147,528円</td> </tr> <tr> <td>歳出決算額</td> <td>160,020,549円</td> </tr> <tr> <td>差引残額</td> <td>12,126,979円</td> </tr> </table>	予算額	168,614,000円	歳入決算額	172,147,528円	歳出決算額	160,020,549円	差引残額	12,126,979円					
予算額	168,614,000円														
歳入決算額	172,147,528円														
歳出決算額	160,020,549円														
差引残額	12,126,979円														
認定第4号	令和5年度赤村住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	<table border="0"> <tr> <td>予算額</td> <td>22,375,000円</td> </tr> <tr> <td>歳入決算額</td> <td>1,712,120円</td> </tr> <tr> <td>歳出決算額</td> <td>21,037,812円</td> </tr> <tr> <td>差引歳入不足額</td> <td>19,325,692円(繰上充用)</td> </tr> </table>	予算額	22,375,000円	歳入決算額	1,712,120円	歳出決算額	21,037,812円	差引歳入不足額	19,325,692円(繰上充用)					
予算額	22,375,000円														
歳入決算額	1,712,120円														
歳出決算額	21,037,812円														
差引歳入不足額	19,325,692円(繰上充用)														
認定第5号	令和5年度赤村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	<table border="0"> <tr> <td>予算額</td> <td>53,292,000円</td> </tr> <tr> <td>歳入決算額</td> <td>52,806,677円</td> </tr> <tr> <td>歳出決算額</td> <td>52,672,687円</td> </tr> <tr> <td>差引残額</td> <td>133,990円</td> </tr> </table>	予算額	53,292,000円	歳入決算額	52,806,677円	歳出決算額	52,672,687円	差引残額	133,990円					
予算額	53,292,000円														
歳入決算額	52,806,677円														
歳出決算額	52,672,687円														
差引残額	133,990円														

第19回 赤村議会9月定例会採決の状況

○…賛成 ×…反対 欠…欠席

番号	議案名	結果	議員の賛否										
			春本雪夫	中村勇紀	大場謙一	小林慧	原隆康	佐武富實	馬田和博	大場信司	春本敏典		
議案第24号	福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第25号	田川地区広域環境衛生施設組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第26号	田川郡東部環境衛生施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の変更並びに規約の変更について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第27号	田川郡東部環境衛生施設組合からの田川郡川崎町、田川市、同郡糸田町及び同郡福智町の脱退に伴う財産処分について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第28号	赤村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第29号	赤村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第30号	赤村ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第31号	赤村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第32号	赤村営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第33号	赤村水道事業整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第34号	令和6年度赤村一般会計補正予算(補正第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認定第1号	令和5年度赤村一般会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認定第2号	令和5年度赤村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認定第3号	令和5年度赤村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認定第4号	令和5年度赤村住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
認定第5号	令和5年度赤村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

総務文教 常任委員会報告

委員長
佐武 富實



本定例会において、総務文教常任委員会に付託された案件を慎重に審議した結果を報告します。

議案第34号、令和6年度赤村一般会計補正予算補正第2号は全員一致をもって可決することに決定しました。

次に、認定第1号、令和5年度赤村一般会計歳入歳出決算の認定は、全員一致をもって認定することと決定しました。

産業経済厚生等 常任委員会報告

委員長
春本 雪夫



本定例会において、産業経済厚生等常任委員会に付託された案件を慎重に審議した結果を報告します。

認定第2号、令和5年度赤村国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定第3号、令和5年度赤村簡易水道特別会計歳入歳出決算、認定第4号、令和5年度赤村住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算、認定第5号、令和5年度赤村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、全員一致をもって認定することと決定しました。

なお、各種滞納徴収については、最善適切な方法をもって滞納額の解消を図り、徴収率の向上に努めるようお願いします。

第20回 赤村議会10月臨時会

期日/令和6年10月9日

令和6年 第20回赤村議会10月臨時会は、10月9日(水)に招集及び開会し、規約変更に関する案件1件、契約の締結に関する案件1件、補正予算1件の合計3案件が提出され、慎重審議を行った結果、全案件可決して同日に閉会しました。

議案番号	件名	内容	結果
議案第35号	福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が令和6年12月2日と定められ、現行の被保険者証は同日以降、発行されなくなることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、当該規約の一部変更に関し関係市町村と協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるもの。	可 決
議案第36号	赤村防災行政無線同報系再整備工事請負契約の締結について	1 契約の目的 赤村防災行政無線同報系再整備工事 2 契約の方法 指名競争入札による契約 3 契約金額 309,894,200円 4 契約の相手方 福岡県福岡市南区折立町5番59号 株式会社日本電子 代表取締役 梅本 亨祐	
議案第37号	令和6年度赤村一般会計補正予算(補正第3号)	3,857千円増額し、歳入歳出それぞれ4,512,796千円とするもの。 補正の主な内容は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費の増額のため。 歳入は、国庫支出金。	

第20回 赤村議会10月臨時会採決の状況

○…賛成 ×…反対 欠…欠席

番号	議案名	結果	議員の賛否									
			春本雪夫	中村勇紀	大場謙一	小林慧	原隆康	佐武富實	馬田和博	大場信司	春本敏典	
議案第35号	福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第36号	赤村防災行政無線同報系再整備工事請負契約の締結について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第37号	令和6年度赤村一般会計補正予算(補正第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

町村議会常任・議運委員長及び副委員長研修会

福岡県町村議会議長会主催の研修会が8月19日(月)に福岡国際会議場(福岡市)で開催され、中村勇紀議員と原隆康議員が出席しました。

前沖縄県町村議会議長会事務局長 石垣安秀氏を講師に迎え、「委員会制度の役割と運営について」と題した講演を聞くことができました。

議会委員会に関しその制度、役割や運営について、地方自治法、委員会条例、会議規則や地方議会議事提要等の条文を読み解きながら詳細な説明をしていただき、今後の議会運営・常任委員会活動を行う上で大変参考になりました。



令和6年 第2回田川地区斎場組合議会定例会

(中村勇紀議員 出席)

8月26日(月)に田川地区クリーンセンターで開催され、下記議案について、慎重審議の結果、原案のとおり認定・可決されました。

認定第1号 令和5年度田川地区斎場組合歳入歳出決算の認定について

令和5年度において、歳入決算額208,120,026円、歳出決算額183,485,679円、歳入歳出差引額24,634,347円としたもの。

議案第3号 令和6年度田川地区斎場組合一般会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ24,633千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ213,380千円とするもの。

歳出は、施設・設備補修工事、車椅子等備品購入や基金積立金等一般管理費の増額。

福岡県町村監査委員協議会総会

福岡県町村監査委員協議会総会が7月26日(金)に福岡県自治会館で開催され、太田壽代表監査委員と佐武富實監査委員が出席しました。

総会に先立ち、愛知工業大学 経営学部教授 丸山恭司氏を講師に迎え「住民監査請求の実務」と題し研修会が行われました。住民監査請求に関してその意義、受付から監査結果の作成までの流れや請求期限について、具体的な判例により説明をしていただきました。

研修会終了後、令和5年度福岡県町村監査委員協議会歳入歳出決算の認定について審議され、議案の承認を得ました。



赤村議会議員 8月 出席行事

- 19日 町村議会常任・議会運営委員長・副委員長研修会(福岡市)
例月出納検査・監査(住民センター)
- 20～23日 決算審査・講評(住民センター・村内)
- 26日 田川地区斎場組合議会定例会(大任町)
中村勇紀議員出席
- 28日 議会運営委員会(住民センター)

赤村議会議員 9月 出席行事

- 5～10日 第19回赤村議会定例会(議場 他)
- 15日 赤村敬老会(村内)
- 20日 例月出納検査・監査(住民センター)
- 24日 町村議会議長会議(田川市)

赤村議会議員 10月 出席行事

- 9日 第20回赤村議会臨時会(議場 他)
- 15～16日 赤村議会議員視察研修(大分県豊後大野市)
- 21日 例月出納検査・監査(住民センター)

赤村議会議員 11月 出席行事予定

- 5日 田川郡町村議会議長会主催議員研修会(香春町)
- 9日 福岡県植樹祭(添田町)
- 13日 町村議会議長全国大会(東京都)
- 15日 田川地区暴力団等追放総決起大会(糸田町)
- 21日 例月出納検査・監査(住民センター)
- 25日 町村議会広報研修会(福岡市)

赤村議会議員 12月 出席行事予定

- 上旬 赤村議会定例会
- 20日 例月出納検査・監査(住民センター)

議 決 権

議会には立法機能、執行機関に対する監視機能などがあるが、具体的な権限として、議決権、選挙権、検査権などがある。その中で議会の意思を決定するために付与された議決権は、最も中心的な権限である。

議決事件については、「条例を設け又は改廃すること」、「予算を定めること」、「決算を認定すること」、「法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること」や「その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること」などがある。